５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算しております。
６．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
７．支払備金の計上根拠及び計上基準
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。
ただし、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

Ⅱ．貸借対照表関係
１．金融商品関係
⑴　金融商品の状況に関する事項
旧日本郵政公社から承継した貸付金、郵便貯金については、法令等に基づく契約により、当該金融商品に係る業務委託先である株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金又は特別貯金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。
また、自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定しております。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①　現金及び預金	26,022,746,753,833	26,167,513,714,429	144,766,960,596
②　有価証券			
満期保有目的の債券	19,801,400,869	19,799,384,000	△　2,016,869
③　貸付金	11,969,201,025,284	12,942,430,903,463	973,229,878,179
④　郵便貯金	(26,021,946,603,201)	(26,166,713,563,797)	(144,766,960,596)
⑤　長期借入金	(11,969,201,025,284)	(12,942,430,903,463)	(973,229,878,179)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。
（注１）　金融商品の時価の算定方法
①　現金及び預金
現金及び預金のうち、特別貯金は株式会社ゆうちょ銀行への預金であり、対応する郵便貯金と同一取引条件であることから、郵便貯金の時価と同額としております。
また、特別貯金以外の現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
②　有価証券
債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっております。
③　貸付金
貸付金のうち、預金者貸付及び保険契約者貸付については、当該貸付けを担保となる郵便貯金の元利金の一定割合又は解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。
また、貸付金のうち、公庫公団等貸付及び地方公共団体貸付については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
④　郵便貯金
通常郵便貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。
定額郵便貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定し、過去の実績から算定された期限前解約率を将来のキャッシュ・フロー発生見込額に反映しております。割引率は、同様な商品を提供している株式会社ゆうちょ銀行が新規に貯金を受け入れる際に適用する利率を用いております。
⑤　長期借入金
株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険からの借入れであり、対応する貸付金と同一取引条件であることから、貸付金の時価と同額としております。
（注２）　預託金（貸借対照表計上額66,221百万円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価開示の対象とはしておりません。
２．再保険契約に係る注記事項
⑴　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の額：
59,777,628,138,984円
⑵　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の額：
810,003,623,608円
⑶　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の額：
2,145,951,969,901円
なお、再保険契約に基づき、再保険先が再保険配当について積み立てている契約者配当準備金のうち、上記準備金相当額への未割当額は1,143,798,144円です。

Ⅲ．損益計算書関係
再保険契約に係る注記事項
１．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：
6,665,555,556,662円
２．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の戻入額：
126,052,889,980円
３．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額：
224,610,609,023円

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係
１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	26,022,746,753,833円
（特別貯金）	△　26,021,946,603,201円
資金期末残高	800,150,632円

２．委託会社との主な相殺取引に係る説明事項
預金者との郵便貯金の預入、払戻し及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。